

HSK- なんれん

臨時号

稚内支部版



稚内支部ニュースNo 2

昭和48年1月13日 第三種郵便物認可 HSK通巻第259号

毎月10日発行1部100円(会費・協力会費に含まれています。)

編集 財団法人北海道難病連 発行 北海道身体障害者定期刊行物協会

もくじ

| | |
|----------------------|-------------------|
| ごあいさつ 支部長 山口清光 | P 1 |
| 最近の活動をふりかえって | |
| 支部事務局長 菊 清 | P 3 |
| 支部だより | P 6 |
| 道難病連「第5回全道ボランティア研修会」 | |
| に参加して 大塚真由美 | P 7 |
| 第10回稚内ふれあい広場 '93 | |
| に参加して | P 8 |
| 世話人会経過報告／事務局からのお知らせ | P 9 |
| 稚内市特定疾患患者援護制度 | |
| が変わりました。 | P 12 |
| 参考資料／記事他 | P 14 ~ P 20 |



ご あ い さ つ

例年、道北地方も札幌祭が終ると急に暑くなり、夏が始まるのですが今年はどういうわけか暑さも感じさせない冷夏で終ってしまいました。

冬には、今年は暖冬と言ってましたが、4月になって網走沖に流氷が姿を見せ居座り、サロマ湖の養殖漁民に被害を与え変わった年ですね。私たちのように家の中にはばかりいる者にとっても気になる天気が続いています。

月日の経つのは早いもので、早今年も3か月をのこすあまりとなっていました。

8月29日、北海道難病連第77回理事会において支部の承認をいただきました。

富岡在住の菊さんの音頭で稚内にも難病連の支部をと東奔西走のお陰で10月24日に難病連稚内支部の旗あげまでこぎ着きました。また、準備会では一応形の上で世話人代表になっていますが他の世話人の方々には大変ご迷惑をかけました。南宗、両島の関係機関の挨拶には悪天候の中、事務局長の菊さんと世話人の増永さんに行っていただきました。ご両名様ご苦労さまでした。此処に来て強力な助っ人も現れました。

市内恵比須在住の本間さんに手助けしていただくことになり、役員一同大助かりです。

ここまでに到ったのは道難病連の伊藤事務局長の適切な助言、稚内保健所並びに管内各市町村のご尽力と関係機関の深いご理解の賜物と深く感謝いたしております。

今後ともお世話になりますがよろしくお願ひ申しあげます。

支部結成は、患者と家族の励まし合い、助け合いを基本として各疾患の原因究明、治療の確立そしてより良い療養生活が送れる社会を望みながら活動していく所存でございます。

私たち個人の力ではどうにもならないところに来ております。これから迎える高齢化社会、益々増えるであろう難病患者、そのためにも私たちが頑張らなくては、新薬の開発には10年も15年もかかり、そして莫大な開発費用、次代を担う人たちのためにも強力な支部、そして道難病連をもっと力のあるものにしましょう。

今年は道難病連が発足しまして20年になりました。記念の全道集会が去る7月31日に札幌で盛大に開かれました。私も車椅子で参加しましたのですが集会の様子はこの次にご報告させていただきます。

天候不順ですのでお体に気を着けて過ごされますように。

1993年9月

北海道難病連稚内支部

支部長 山口 清光



最近の活動をふりかえって

秋も深まり、最北端の地にも冷たい風が身にしみる頃となつてまいりました。

患者・家族の皆さん、お元気でお過ごしでしょうか。私たちの支部も準備会発足から早くも6ヶ月が経過しました。

広範囲地域のため、まず稚内市、豊富町を中心にP R活動をしてきました。

5月に入り10日には、稚内市長と懇談する機会がありまして、交通費、宿泊費助成の件を要望しました。

5月12日には豊富町を訪問し、助役さん、町議会の議長さん始め福祉担当の係長さん、保健婦さん達と協力要請をする機会をもちました。その際には町担当職員の皆さんとの協力があり、車椅子を用意していただき、紙上をかりましてお礼を申し上げます。



5/10 敷賀稚内市長へ通院費等の拡充を要望しました。

5月20日、南宗谷地区5町村を増永さんと2人で町村役場と町村福祉協議会を訪問し、「支部準備会」発足報告と今後の協力をお願いしてきました。

宗谷管内と言っても実に広いと実感して帰ってきた訳ですが、走行距離320kmで稚内札幌間に匹敵する距離であ

り、増永さんもさぞお疲れになったと思います。

ご苦労様でした。御礼申し上げます。

5月30日には、稚内市総合勤労者会館で第1回患者・家族交流会を行いました。

当日は、稚内保健所、枝幸町の保健婦さんも参加し、ビデオや自己紹介、支部活動紹介、稚内保健所高岸保健婦長さんのお話もまじえて交流が行われました。

多くの意見が出され、予定時間を大幅に過ぎてしまい、時間が足りないほどでした。

参加の患者・家族の皆さん大変お疲れ様でした。また、稚内保健所、枝幸町の保健婦さんには終日大変お世話になりました。紙面にてお礼申し上げます。今後ともよろしくお願ひします。

6月21日には利尻、礼文両島3町を訪問させていただきました。当日7時30分発のフェリーにて稚内を出発しましたが風も強く寒い一日でした。

利尻富士町役場の手際のよいご配慮により公用車をだしていただき、利尻町まで送迎していただき午後1時20分の船にて礼文町に渡ることができました。

本当に、利尻富士町の福祉課長・係長さんに感謝いたします。

礼文町役場の皆さんにも、お世話になり、無事に稚内に戻つくることができました。

宗谷管内1市8町1村を訪問して感じたことは、第一に「難病」に対して、どこの市町村でも対応の遅れが目立ちました。

そして私たちの今後の活動方針であるところの地域の活動に際して、地域住民の理解を得ることが一番の問題だと感じました。

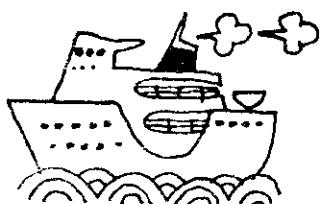
もう一つは、南宗谷地域である4町「枝幸町、浜頓別町、中頓別町、歌登町」を含め、支部の分会のような位置づけをし、集まりをもちながら患者・家族の交流を深めていければと思います。

どうしても、稚内市・豊富町を中心になりますので出来るものであれば、宗谷管内3カ所、利礼地域、南宗谷地域、稚内市豊富町地域とに分けて、交流を深めることが一番良いのではないかと考えております。

最後になりましたが訪問し、暖かく迎えていただきました1市8町1村の担当職員の皆さん、社会福祉協議会の皆さんに深く感謝いたします。

今後とも、支部の活動にご助力をお願い申し上げます。

支部事務局長 菊 清



《文 部 だ よ り》

9月11、12、13日、乾癬の会が豊富温泉ツアーを企画されました。一行46名の医師始め患者さん達は、豊富町が手配されたバスにて長時間の旅で多少の疲れがあつたことと思いますが全員無事、夜7時すぎにニュー温泉閣ホテルに入られました。

この夜、稚内支部より激励の意味をかねまして豊富町在住の役員杉野森勇さんに訪問していただきました。

訪問時間は短い一時でしたが、高鍬明（乾癬の会）会長と面談ができ、患者さん全員が病気に対しての関心、また豊富温泉を廻っての取り組み方の話を聞き、私たち稚内支部としましても興味深い感が強く、これからは一人でも多く豊富温泉を利用されることを望みます。

最終日13日の朝9時、会の患者さんたちご一行は、豊富町役場を訪ねられ、9時15分札幌に向けて帰路されましたが、稚内支部患者、家族は再度最北の温泉地で治療ツアーや進めていただきたいと願って報告、一報とします。

| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|--|--------------------------|-----------------------|---------------------|--------|
| 5 どうじ湯で裸のつきあい灰が増え 孫が来てビール冷えない冷蔵庫 | 4 3 せまくてもさがし物には広い家 | 2 ストレスを解消しているハエたたき | 1 友思うアルバム見ても年取らず | 川 柳 |

稚内支部（肝炎友の会）
増 永 金 一



第5回全道ボランティア研修会に参加して

稚内市 ホームヘルパー 大塚 真由美

6月12. 13日に行なわれたボランティア研修会に参加させていた
だきました ありがとうございます。

私は日頃、在宅の高齢者の方々の日常生活のお手伝をさせていただい
ております。仕事柄、福祉やボランティアというと、「高齢者のための
も」のという思い込みがあったということに、先日の研修会で気付きました。

アイマスクをつけての視聴覚障害者の歩行、食事介助。屋内外での車
椅子移動実習等、今まで理解していたつもりのものが、実際に体験して
みて実感がつかめました。

また、様々な難病や障害があり、それらと闘っておられる患者さん、家
族の方々がおられる。とあらためて気付きました。

私たちホームヘルパーも、微力ながらお役に立ちたいと思っております
ので、皆様気軽に窓口まで問い合わせてください。

研修前日に難病センターに宿泊いたしましたが、騒音がひどく、患者さ
ん、家族の方々にもっと良い環境の中で休んでいただきたいと感じま
したので、是非1日も早く新しい建物ができるようお願ひいたします。

会員、家族、事務局等関係者の皆様、問題や障害も多々あるとは思
いますが、力を合わせ乗り切ってください。

最後になりましたが、先日の研修会では、難病をおもちの方々がボラ
ンティア活動をしていらっしゃることに深く感動いたしました。

皆様のこれからのご活躍、お祈りいたします。

くれぐれもご自愛ください。



★ 事務局だより ★

第10回稚内ふれあい広場'93に参加して

稚内ふれあい広場は、各ボランティア団体、福祉関係団体、各福祉施設、各学校、各婦人団体、行政職員の事業参加、協力により9月4日、5日両日にわたって実施され、北海道難病連稚内支部、患者、家族11名（稚内市内在住）がはじめて、構成団体と認められ初参加いたしました。

ふれあい広場の主旨は、参加する全ての人々の自主と平等、理解と協力、創意と連帯のこころと力であり、今年のテーマは、出会い、ふれあい、語り合いと3点にしほり、私たち患者、家族は語り合いの場に入り、難病を市民の皆様に理解していただくようにと協力と理解を目的にした訳です。

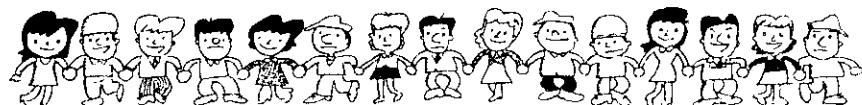
第1日目の福祉パレード参加につきましては、反省をもとめる点が多くありました。第2日目のふれあい広場は、台風の影響で悪天候となりましたが、約2,000名の市民が参集され、私たち難病連の組織活動をはじめて知った人もいて、今後協力しますという言葉をかけていただき、心強い励みとなりました。

一人で苦悩しているのではなく、大きな輪をつくり、地域住民の皆様に理解を求めていきましょう。

皆様のご意見や質問がありましたら、お便り下さい。お待ちしております。



~9/4 稚内ふれあい広場
市民福祉パレードに参加~



《世話人会経過報告》

7月11日（日）支部結成大会準備のための世話人会が午前10時より山口代表宅にて開かれました。

今回は本年度2回目の開催となり当日は、稚内市内から6名、豊富町から5名が参加し、結成大会の準備、役割分担、計画などについて話し合いし、協議が行われました。

今後、結成大会まで5回の世話人会を開催して、準備にあたることが確認されました。7/11 結成大会準備のための打合せをしました。



◆事務局からのお知らせ・ご協力のお願い◆

*健康保険制度の改悪に反対する緊急署名運動にご協力を
お願いします！！

厚生省は、来年の通常国会にも健康保険法改正案を提出する準備をすすめています。その中で、入院給食費、室料、クスリや治療材料の保険給付のあり方を見直し、患者負担とすることを検討しています。

私たち難病や長期慢性疾患で長年にわたり苦しい闘病生活をつづけている患者とその家族は、このような医療保険制度は、経済的負担の増大につながり、医療を受ける機会や権利を奪い、さらには健康、生存を危うくする可能性も

あり、強く反対しなければなりません。

この改悪に反対するには、一人でも多くの仲間が運動に参加し、反対の署名を呼びかけ、多くの人に賛同してもらうことが必要です。

署名用紙が各所属部会から届きましたらぜひご協力下さい。

* 北海道難病連運営協力会にご加入下さい。

道難病連の運営を安定させるためには、定期、定額の収入が必要です。

この協力会制度は、毎年1口2,000円を単位として寄付をお願いし、活動資金として役立たせていただいております。

ご家族、知人、友人、協力会社の方々にご協力をお願いしていただくななど、この制度の拡充にぜひご協力下さい。

2分の1は、加盟団体や地域支部の活動資金となります。お申し込みは下記支部事務局へご連絡下さい。

稚内市富岡5丁目7-3

事務局 菊 清

☎ 0162-33-3608

★ 事務局よりのお願いですが、患者、家族のみなさん、どんな小さなニュースでも良いのですがお便り下されば、次回の支部だよりに載せていきますのでお願ひいたします。

支部結成大会いよいよ真近に迫る！

患者・家族の皆さん！

参加をお待ちしています。

<1> とき 1993年10月24日(日)

午後1時～3時10分

(受付12時より)

<2> ところ 稚内市総合福祉センター 4階

稚内市宝来4丁目1-41

(☎0162-22-5851)

*会場はエレベーター完備、身障トイレもあります。また、介助等が必要であればボランティアの方々も待機しておりますのでご安心下さい。

<3> 連絡・問合せ先

稚内市富岡5丁目7-3

菊清方 稚内支部事務局

“稚内支部結成大会を成功させよう”
～ひとりひとりの小さな力
　おおきな輪につなげましょう～

稚内市特定疾患患者援護制度が変
わりました。

★多くの患者さんが利用できるように、所得制限の基準が
緩和されました。

改正前は、世帯の各所得者の合算所得額で制限されていましたが、改正後は、所得者が世帯に何人いても、それぞれが所得制限限度額以内であれば、助成が受けられます。

例えば、患者さん本人の所得では、扶養親族（市民税課税台帳上の）数が3人の場合、2,614千円（給与支払額に換算すると400万円弱）以内。

その他の同居している家族の方は、扶養親族数が3人の場合、6,363千円（給与支払額に換算すると840万円弱）以内、そして扶養親族がない場合5,688千円（給与支払額に換算すると763万円弱）以内の方が何人いても助成を受けられます。

★患者さんとご家族の負担を軽減するために、助成額を増額しました。

改正前は、JR旅客運賃と普通急行料金を対象としていましたが、改正後は、これに宿泊料8千円（1泊を限度）を加算し、その2分の1を助成します。

例えば、医師の指示により札幌の専門病院へ特定疾患の治療に1回行くたびに9,660円が助成されます。

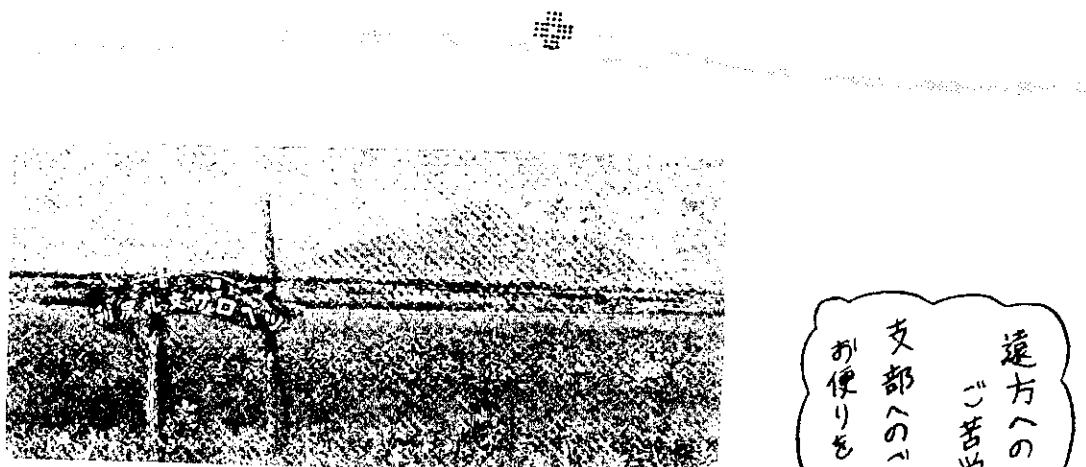
旭川の場合は8,110円が助成されます。

★その他に4月1日まで遡って改善が図られましたので、
4月1日以後の治療通院分から対象になります。

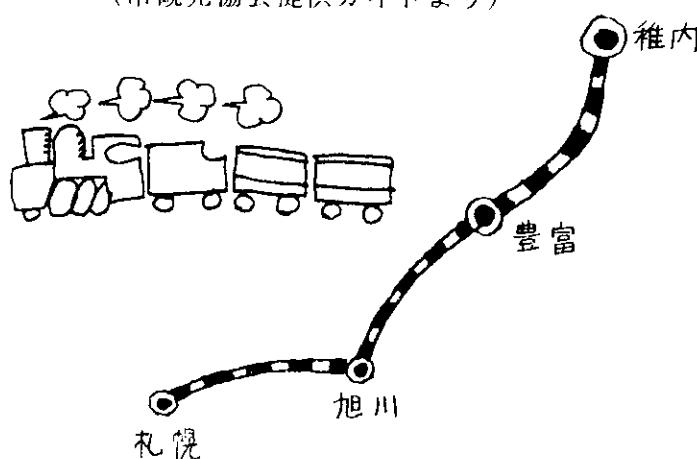
申請に必要なものは、

- ①保健所発行の特定疾患等医療受給者証、又は認定証
- ②医師の通院治療証明書
- ③印鑑と患者さんの預金口座番号など、申請書に記入する事項があります。

申請書は、福祉事務所社会課給付係に用意してあります。1回の旅行に1枚使用します。



日本有数の大湿原サロベツ原野と利尻富士
(市観光協会提供ガイドより)



稚内市特定疾患患者援護規則（昭和61年稚内市規則第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、特定疾患の治療を必要とする者に対し、治療通院に要した費用の一部を助成し、もって特定疾患患者の保健と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「特定疾患患者」とは、次に掲げる各号のいずれかに該当し、当該疾患の治療を必要とする者をいう。

- (1) 昭和51年4月1日保健第1609号北海道衛生部長通知による「特定疾患治療研究事業実施要綱」第8の2に規定する「特定疾患医療受給者証」の交付を受けている者
- (2) 昭和48年7月25日保健第2335号北海道衛生部長通知による「特定疾患患者認定証」の交付を受けている者
- (3) 平成元年10月21日保健第752号北海道保健環境部長通知による「先天性血液凝固因子障害治療研究事業実施要綱」第8に規定する「先天性血液凝固因子障害医療受給者証」又は第12に規定する「先天性血液凝固因子障害患者認定書」の交付を受けている者

2 この規則において「治療通院に要した費用」とは、患者が医師の指示により特定疾患を治療することを目的として稚内市以外の専門医療機関への旅行に要した費用とする。

（助成対象者）

第3条 この規則により治療通院に要した費用の助成を受けること

ができる者（以下「対象者」という。）は、稚内市の区域内に居住している特定疾患患者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本帳に登録されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）による外国人登録原票に登録されている者とし、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 世帯に属する者のそれぞれの所得が国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第9項の規定によりなおその効力を有するとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧令」という。）第6条の4第1項に規定する額（所得の範囲は、旧令第6条の規定によるものとし、所得の計算方法は、旧令第6条の2の規定によるものとする。）を超える者
 - (2) 法令等の規定によりこの規則による助成と同等以上の給付を受けることのできる者
- 2 市長は、特に緊急に援護を要すると認めたものに限り、前項第1号に該当する者であっても対象者とすることができます。
(助成の額)

第4条 この規則において助成する額は、次の各号により治療通院に要する費用を算出し、1回の旅行に対し、各号の合算額の2分1に相当する額とする。

- (1) 通院する医療機関の所在地までの往復の鉄道賃（旅客運賃及び普通急行料金に限る。）を最も経済的な通常の経路及び方法により算出した額
- (2) 宿泊料は8,000円とし、1泊を限度とする。ただし、旅行区間150km未満については除外する。

(申請手続)

第5条 対象者は、この規則による助成を受けようとするときは、当該旅行で受けた最後の治療日の翌日から起算して1年以内に別記様式による「特定疾患患者援護申請書」(以下「援護申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(助成の方法)

第6条 市長は、前条の規定により援護申請書を受理したときは、その内容を点検、審査し、援護の必要があると認めたときは、当該助成の額を支給するものとする。

(助成の額の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の行為によりこの規則による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成の額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年7月1日から施行し、改正後の稚内市特定疾患患者援護規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は平成5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成5年4月1日から改正後の規則の施行の日の前日までの間において、改正前の稚内市特定疾患患者援護規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の規則の規定に基づいてしたものとみなし、市長は、助成額に差が生じる場合にはその相当額を支給することができる。

参考

第3条第1項第1号関係の所得制限限度額（平成5年5月1日現在）

1 本人

| 扶養親族数 | 金額 |
|-------|------------|
| 0人 | 1,564,000円 |
| 1 | 1,914,000 |
| 2 | 2,264,000 |
| 3 | 2,614,000 |
| 4 | 2,964,000 |
| 5 | 3,314,000 |

(注)

- 左の表中の扶養親族等の数が5人を超えるときは、その超える者1人につき、35万円を加算した額とする。
- 左の表中の扶養親族等に所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、特定扶養親族又は老人扶養親族があるときは、その額に当該老人控除対象配偶者、特定扶養親族又は老人扶養親族1人につき10万円を加算した額とする。

2 扶養義務者

| 扶養親族数 | 金額 |
|-------|------------|
| 0人 | 5,688,000円 |
| 1 | 5,937,000 |
| 2 | 6,150,000 |
| 3 | 6,363,000 |
| 4 | 6,576,000 |
| 5 | 6,789,000 |

(注)

- 左の表中の扶養親族等の数が5人を超えるときは、その超える者1人につき、21万3千円を加算した額とする。
- 左の表中の扶養親族等に所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族等のほかに扶養親族等がないときは、当該親族1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円を加算した額とする。

稚内市

稚内

難病患者補助を大幅緩和

交通費対象7人から82人へ

稚内市は、市外の病院に遠距離通院している難病患者のために交通費補助制度の適用緩和を決め、六月補正予算案に附す。市外へ三万円を計上した。専決されれば、補助を受けられる。

患者は現在の七人から八十二人と大幅に増える。

同制度は昭和六十一年度にスタートした特定疾患患者援護制度。専門的な医療機関のある札幌や旭川から

補うため、市が通院の際のJR線運賃を半額補助している。

しかし、適用条件の所得制限が厳しく、現在、市外に通院している患者百十五人の中では、七人だけ。患者と家族でつくる道難病連稚内支部準備会（山口清光・代表世話を）が制限の緩和を求めていた。

改正後の所得制限は、家

で、現行の年間三百二十九万円以下から、成人患者の場合は三百六十二万円以下、子供の場合は六百三十万円以下へと緩和される。また、新たに宿泊費も一泊に限り半額補助される。

同会の菊清事務局長は

「市外への通院は普通の人で月に一度、症状の重い人は二週間に一度で、交通費が大きな負担になつていい。全員適用とまでは行かないが、今回の改善はかなりの前進」と市の措置を評価している。

1993年6月12日（土） 読売新聞

通院助成が充実

福祉タクシー発車

稚内市 キメこまかに配慮

稚内市では、通院福祉の充実に力を入れている。七月一日からスタートする高齢者や障害者の「移送サービス事業助成」と「特定疾患患者援護制度」の充実がそれ。年間の必要経費こそ少額だが、これら該当者にとっては大きな福音。福祉制度の充実に力を入れている市としては、こうした小さな福祉へのキメこまかに気配りも、これから続けてゆきたいという。

在宅の寝たきりのお年寄り、障害者の通院費は家庭にとって大きな負担。

搬送設備を持つた福祉タクシーを利用しなければならない人に助成する。条件は稚内市に居住、バ

スや普通タクシーの利用

が困難な人で通院や老人

ホームの施設（入浴など）

を利用する場合、市内

に限り市街地の人には基

本料金と特別料金（スト

ート）はまなす、声問

士見、西稚内（除く）居

住該当者には基本料金を

除く超過料金の三割を助

成する。

市福祉事務所の調査によ

ると、この該当者は寝た

きりのお年寄り八十人、

障害者三十人ぐらいいる

という。調査もある

ため、民生児童委員など

レッチャードおよび車椅子

（使用料）、沿線（ノシャッ

プ）はまなす、声問

士見、西稚内（除く）居

住該当者には基本料金を

除く超過料金の三割を助

成する。

患者は家族付添いで専門

医の治療を受けなければ

は医師の指示によつて札

幌の専門医へ治療に一回

期的に出かけている。こ

れらの旅費助成は、これ

り、関係者にとっては大

きな援護となる。

この特定疾患患者で市外

を軽減させるため、従来

のJR普通旅客運賃と普

通急行料金に宿泊料八千

円（一泊程度）を加算、

その半額を助成すること

にした。この結果、例え

ば医師の指示によつて札

幌の専門医へ治療に一回

行かたびに九千六百六十

円が助成されることにな

り、関係者にとっては大

1993年6月24日（木）

日刊宗谷



財団法人 北海道難病連の協力会に入り下さい

1口2,000円を毎年1回ご寄付下さい



将来の安定した財源の確保のために
は毎年1口2,000円の寄付を下さる協
力会員が1万人必要です。2分の1
は、部会(疾病別患者会)や支部の収
入になります。

もっと

支部づくり

地域の仲間と
地域の医療と福祉の
向上を!!

支部

。患者と家族の生活を
。要望・陳情・
請願活動
。守ろう

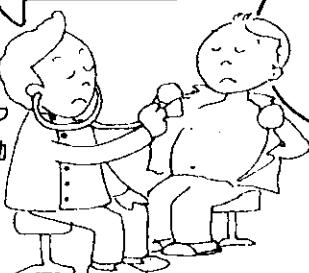


全国の仲間と
世界の
仲間と

難病無料検診・相談会

支出

相談活動や
援助
ボランティア活動



早期発見早期治療
原因の究明、治療法の開発を

難病センターの運営も

難病連の運営

部会

部会の運営

疾病別に25団体

機関誌・ニュースの発行

調査・研究・啓蒙活動
レクリエーションにも



医療講演会

お申込みは 北海道難病連または、部会・支部へ

(2分の1が部会(疾病別患者会)や支部の収入になります)



ご入会は 札幌市中央区南4条西10丁目

北海道難病センター TEL 011-512-3233

7つのスローガン

- ☆国と道は、原因の究明と治療法の確立を急いで下さい!!
- ☆全ての難病の治療を公費負担にして下さい!!
- ☆介護手当の支給と通院交通費、付添費の補助を!!
- ☆患者、障害児者の教育の選択権を親と子に!!
- ☆医療過誤、薬害を無くし被害者救済を!!
- ☆北海道の総合的な難病対策の確立を一日も早く!!
- ☆広く道民と手を結び明るい福祉社会を実現させよう!!



☆私たちの住んでいる地域の医療・地域の福祉
地域の活動を!!

☆難病患者・障害者・高齢者が
安心して暮らせる社会を!!

H S Kなんれん臨時号

編集人／財団法人北海道難病連 伊藤 たてお

札幌市中央区南4条西10丁目 8011-512-3233

昭和48年1月13日第三種郵便物認可

1993年10月10日発行H S K通巻259号（毎月1回10日発行）

発行人／北海道身体障害者定期刊行物協会 細川 久美子

札幌市中央区北9条西19丁目55